

一般財団法人山口県剣道連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山口県剣道連盟（以下「県剣連」という。）の理事会の決議に基づき、県剣連が山口県における剣道等の統括団体としてその自覚と責任を持ち、剣道精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、剣道の普及振興を通してその社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、県剣連において倫理委員会を設置する。

(任務)

第3条 倫理委員会は、県剣連会長の諮問を受け、県剣連会員等の会員資格に係る除名、資格停止若しくは復活等（以下「倫理処分等」という。）に関し、倫理処分等に係る事実の調査及び認定、審議等（以下「必要な審査」という。）を行い、当該審査の結果を県剣連会長に答申する。

(組織、任期等)

第4条 倫理委員会の委員は、委員長1名、委員4名以内で組織する。

- 2 委員長は、県剣連専務理事が当たるものとする。ただし、委員長に事故がある場合や被審査者となる場合は、委員長を除く委員の互選により選出された者が委員長の職を代行するものとする。
- 3 委員は、県剣連理事又は学識経験者等から、県剣連会長が理事会に諮り委嘱する。ただし、県剣連会長において、倫理処分対象の違反行為が重大・複雑であるため、更なる専門的知識を持つ委員の必要性を認めた場合に限り、既に委嘱している委員以外に弁護士等を委員として委嘱（依頼）することができる。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでの間は、なお委員として職務を行うものとする。
- 6 委員は、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 倫理委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 倫理委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、倫理委員会に参考人の出頭を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、審査等に関し必要な事項は、倫理委員会において定めることができる。

(役職員・会員等の倫理処分等)

第6条 一般財団法人山口県剣道連盟倫理規程（以下「県剣連倫理規程」という。）

第2条に規定する県剣連の役職員・県剣連会員等は、県剣連の活動において、県剣連倫理規程第4条に規定する遵守事項に違反する行為をしてはならない。

- (1) 県剣連の定款、「一般財団法人山口県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」及びその他の規程に違反する行為
- (2) 県剣連の名誉を傷つけ、又は県剣連の目的に違反する行為
- 2 個人違反行為に係る倫理処分等は、次の号に掲げるとおりとする。
 - (1) 個人会員資格の停止処分
 - (2) 個人会員資格の自主返上勧告処分
 - (3) 個人会員資格の返上処分（前号の処分を除く。）
 - (4) 個人会員資格の除名処分
 - (5) 第1号から前号までに規定する処分後における当該処分の対象とされた個人会員資格の復活決定
 - (6) 口頭又は文書による嚴重注意処分
 - (7) 前各号に付随し又は関連する処分
- 3 個人会員資格を有しない者に対する前項第1号及び第4号の会員資格に関する処分は、会員資格登録の停止（第1号）及び登録の禁止（第4号）と読み替える。
- 4 第2項第1号から第3号の個人会員資格の停止処分等においては、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上とする。
- 5 第2項の処分等は、いずれも県剣連会長が自ら行わなければならない。
 - (1) 県剣連会長は、個人会員の除名処分を行う場合は、あらかじめ全日本剣道連盟会長（以下「全剣連会長」という。）の承認を受けなければならない。個人会員資格を有しない者に対する登録禁止処分も同様とする。
 - (2) 県剣連会長は、除名処分以外の処分を行った場合は、全剣連会長に処分日時、処分内容及び処分理由等を報告するものとする。
- 6 第2項第1号から第4号までの処分については、県剣連会長は、当該処分後1年以上5年以下の期間を定め、その執行を猶予することができる。ただし、当該執行猶予期間中に限り、処分後の情状等を踏まえて執行猶予を撤回し、当該処分を執行することができる。
- 7 第2項第2号から第4号までの処分については、県剣連会長は、処分後1年

以上の期限を定め、当該処分に係る復活決定の申し立てを禁止することができる。

- 8 第2項第7号の処分には、第4項から前項までの処分のほか、公式行事等への参加自粛勧告等を含むものとする。

(処分等の申立)

第7条 県剣連は、県剣連会長に対し、個人会員等の倫理処分（第6条第2項第5号及び第7号の処分を除く。）を求める申し立てをすることができる。

- 2 前項の申立は、県剣連会長に対し、次の事項を記載した倫理処分申立書及び当該申立を裏付ける関係書類等資料を提出してこれをしなければならない。

- (1) 被審査者を特定するに足りる事項
- (2) 被審査者がした行為の具体的内容
- (3) 前号の行為が該当する個人違反行為を規定する県剣連規程の具体的条項

- 3 第6条第2項第5号の復活決定については、当該復活決定の対象たる処分を受けた被審査者たる個人会員を構成員とする加盟団体会長は、県剣連会長に対し、当該復活決定を求める申し立てをすることができる。ただし、同項第2号（説明 ※個人会員自主返上勧告処分のこと）の処分後における復活決定に限り、当該復活決定の対象たる処分を受けた被審査者たる個人会員にあっても当該申し立てをすることができる。

- 4 第3項の申立は、県剣連会長に対し、被審査者の処分後の情状等を含む当該申立理由を記載した復活決定申立書及び関係証拠資料を提出してこれをしなければならない。

(諮問)

第8条 県剣連会長は、前条に規定する申立てに相当の理由があると認めるときは、倫理委員会に対し、倫理処分等に関する諮問をしなければならない。

(諮問予備審査会)

第9条 県剣連に、諮問予備審査会（以下「予備審」という。）を設けることができる。

- 2 予備審は、県剣連の専務理事並びに会長が指名する理事で組織する。予備審の議長は、委員長とする。

- 3 予備審は、県剣連の個人会員等から第7条の倫理処分等に関する申し立てを受けた場合において、当該申し立てに関する調査等の予備審査（所属団体その他関係団体会員に対する証拠資料提供等の要否等に関するものを含む。）を実施した上、県剣連会長に対し、諮問の要否等を含めて意見具申をするものとする。県剣連会長が諮問をする場合には、あらかじめ当該意見具申を聞かなければならない。

- 4 前項の意見具申については、第7条第2項の規定を準用する。
- 5 予備審は、事実関係が明白で争いがなく、かつ緊急を要するときは、第6条第2項各号に関する仮処分又は倫理処分以外の処分を県剣連会長に意見具申することができる。県剣連会長は、予備審の意見具申に基づき第6条第2項各号に関する仮処分を行った場合は、同項第6号の嚴重注意処分を除き、仮処分の可否を含め倫理委員会に諮問する。

(審査手続)

第10条 倫理委員会は、県剣連会長の諮問の結果を受けて審査を開始するものとする。委員長は、当該諮問があったときは、倫理委員会を招集しなければならない。

倫理委員会は、被審査者である場合や被審査者と利害関係にある委員を除き、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 前項の審査は、非公開とする。ただし、倫理委員会は、必要と認める関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 倫理委員会は、前項の定めのほか、被審査者たる個人会員又は加盟団体会長及び当該倫理処分関係者で県剣連会員である者（以下「参考人」という。）に対し、倫理委員会における陳述のほか、陳述書及び資料の提出等の必要な報告を求めることができる。
- 4 前項の報告を求められた被審査者又は参考人は、速やかに所要事項を報告しなければならない。
- 5 倫理委員会は、所要の審査を遂げ、当該審査の結果に基づいて、諮問に対する意見書（以下「倫理委員会意見書」という。）を作成しなければならない。
意見書の作成に当たっては、原則として第1項の規定にかかわらず、委員全員の出席を必要とする。
- 6 倫理委員会は、倫理委員会意見書を作成するに先立ち、被審査者たる個人会員及び違反行為に係る関係者に対し、当該被審査者の倫理違反行為に関する弁明等を記載した陳述書の提出を求め、弁明等の機会を与えるものとする。ただし、当該被審査者等から弁明等をしない旨の申立があった場合は、この限りでない。
- 7 倫理委員会は、県剣連会長に対し、倫理委員会意見書の提出をもって、諮問にこたえるものとする。
- 8 倫理委員会の審査については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。議事録は、非公開とする。

(倫理処分の情状)

第11条 処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。

- (1) 違反行為の態様（故意か過失か、悪質か、偶然的か計画的か、単独か複数人によるか、主導的か従属的か、単発的か連続的か）
- (2) 違反行為の動機（同情の余地があるか、私欲のためではないか）
- (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
- (4) 違反行為により発生した結果の重大性（実害の大小、被害者の多少）
- (5) 被害者にも責任の一端があるか
- (6) 被害が回復されたか
- (7) 違反者に改悛の情がみられるか
- (8) 違反行為の社会に与えた影響の大小

（公正の保持）

第12条 倫理処分は、公正かつ適正に行わなければならない。

（処分等の決定と実施）

第13条 県剣連会長は、諮問に対する倫理委員会意見に基づき、倫理処分等を決定するものとする。ただし、当該違反行為を認定するに足る証拠資料がない又は不十分であると認めるときは、処分しないことを決定しなければならない。

- 2 前項の場合において違反行為を認定できるときであっても、県剣連会長は、情状を酌量して処分しないことを決定することができる。
- 3 第1項及び前項にかかわらず、違反行為に対する倫理処分等の決定については、県剣連会長は、理事会の決議を事前に受け、評議員会に報告しなければならない。
- 4 県剣連会長は、第1項及び第2項の決定をしたときは、被審査者に対し、処分等の事由の要旨を記載した倫理処分等決定書を送達し、もって倫理処分等をするものとする。この場合において、加盟団体会長に対しても、当該綱倫理処分等決定書の写しを送付し、もって当該倫理処分の通知を行うものとする。
- 5 県剣連会長は、第1項及び第2項の決定をしたときは、倫理委員会に対し当該倫理処分等決定書の写しを送付し、もって当該倫理処分の通知を行うものとする。

（処分の効果）

第14条 倫理処分等は、前条第4項の倫理処分等決定書が被審査者に到達した日から効力を生じる。

- 2 第6条第2項第1号の処分が効力を生じた場合には、被審査者の会員資格は、将来に向けて停止される。ただし、停止期間満了時から将来に向けて復活するものとする。
- 3 第6条第2項第2号から第4号までの処分が効力を生じた場合には、被審査

者の会員資格は、将来に向けて失われる。ただし、同項第5号の復活決定が効力を生じたときに限り、当該復活決定時から将来に向けて復活するものとする。

4 第6条第6項本文の執行猶予処分が効力を生じた場合において、当該執行猶予期間が満了したときは、処分は効力を失う。

5 第6条第6項ただし書の執行猶予取り消し処分が効力を生じた場合には、当該執行猶予に係る処分が将来に向けて効力を生じる。

(手続の秘密性)

第15条 倫理委員会の手続は、これを非公開とする。

(秘密の保持)

第16条 倫理委員会の委員及び処分に関する調査・審議等に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第17条 倫理委員会の運営に係る事務は、県剣連事務局が処理するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。